

## 受託業務等に係る人件費単価規程

### 第1条【目的】

この規定は、株式会社ライヴス（以下、当社）が国及び地方公共団体、その他公共機関及び民間企業から販路開拓マーケティング調査・事務局運營業務等の事業の受託及び請負業務（以下、受託事業）の実施に必要な人件費の見積もりに適用する単価について定めることを目的とする。

### 第2条【人件費】

受託事業の実施に必要な人件費の見積もりは、別表1の人件費単価を上限とし、それぞれの実行組織で定めるものとする。

### 第3条【委託業務従事時間報告書】

人件費の算出に際しては、従事者ごとに委託業務従事時間報告書を作成するものとする。

### 第4条【規定外協議事項】

この規定で定められていない事項については、協議を行い取締役会の承認により定めるものとする。

### 第5条【規定の制定・改廃】

この規定の制定・改廃については、取締役会の承認によるものとする。

別表1

職責	時間単価
総合プロデューサー	17,000
統括マネージャー／チーフプロデューサー	13,000
プロジェクトマネージャー／プロデューサー	11,000
チーフディレクター	9,000
ディレクター	7,500
アシスタントディレクター	6,000
事務局チームリーダー	5,200
事務局スタッフ	3,300
クリエイティブディレクター	9,000
クリエイティブアシスタント	6,000
経理マネージャー	7,500
経理スタッフ	5,200

※単位：円、別途消費税

上記は、当社の人件費規程に相違ありません。

平成 25 年 4 月 1 日 制定  
令和 8 年 1 月 5 日 改訂

株式会社ライヴス  
代表取締役 清家 貴

